平成２１年（フ）第３９号
山梨県上野原市大曽根615番地
債務者　石井　義男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
長野県上田市中央６丁目３番３号
債務者　竹内　耕一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１０７号
長野県東御市常田76番地17
債務者　田中さえ子（旧姓赤尾）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第２３３９号
京都市中京区西ノ京内畑町31番地　ＧＬマンションⅠ401号
債務者　荒井　恭子（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
京都市伏見区舞台町35番地２　ディオ・フェルティ丹波橋右芳館405号
債務者　大野　和子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
京都市西京区山田南山田町19番地１　パラシオン蘭303号室、住民票上の住所京都市西京区山田猫塚町10番地10
債務者　尾田　　真
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
京都府城陽市平川指月107番地
債務者　山田せつ子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８３０号
京都府八幡市男山長沢３番地９
債務者　柄脇　　彰
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８６４号
京都市中京区姉小路通猪熊西入倉本町281番地　Ｄｕｏ姉小路111号
債務者　永野麻衣子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８７６号
京都府八幡市男山笹谷７番地306―203
債務者　川又　慶子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１１号
京都府宇治市大久保町平盛５番地の125
債務者　カラオケ喫茶あんどスナック海こと
中川　市夫
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１２号
京都府宇治市大久保町平盛５番地の125
債務者　カラオケ喫茶あんどスナック海こと
中川レイ子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１６号
京都市下京区仏光寺通大宮西入坊門町822番地　メゾンドセルリアン205号
債務者　佐藤　由弥
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３３号
京都府木津川市相楽台８丁目１番地　高の原駅東第２団地13―501
債務者　江口しのぶ（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４８号
京都市下京区土手町通正面下る紺屋町394番地　豊園荘11号
債務者　佐藤　園栄
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７７号
京都市西京区樫原岡南ノ庄４番地の１　樫原市営住宅７棟302号、申立前の住所京都市上京区御前通西裏上ノ下立売上る西入北町570番地　河合アパート２Ｆ
債務者　文字　晴一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９号
広島県呉市広白岳３丁目10番８号
債務者　福本　啓一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所呉支部